

産前産後期間相当分（4ヶ月分）の国民健康保険税が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日（4ヶ月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます）。
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の免除方法

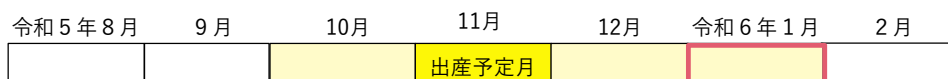
- その年度に納める国保税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）相当分が免除されます。



※産前産後期間相当分の所得割国保税と均等割国保税が年額から免除されます。産前産後期間の国保税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が免除されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、国保税が免除されます。



※令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の国保税が免除されます。令和6年1月より前の期間については免除の対象とはなりません。

■ …対象期間

- 国保税が免除された場合、納めすぎた国保税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届出書（税務課窓口にあります。）
- ② 母子健康手帳など

※出産後に届出を行う場合、親子関係を明らかにする書類が必要になる場合があります。

届出先

山田町役場 税務課 町民税係 TEL 0193-82-3111（内線111）